

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 20 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2017

課題番号：25780082

研究課題名(和文) 著作物の自由利用の確保と権利者への対価還流の両立への方策

研究課題名(英文) Exploring possibilities to take balance between securing freedom in use of copyrighted works and allocating profits to copyright holders

研究代表者

村井 麻衣子(MURAI, Maiko)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授

研究者番号：80375518

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、私人の行動の自由、表現の自由、教育・研究等の公益といった観点から、著作物の利用が自由に行われるべき領域を明らかにしつつ、創作のインセンティブを確保するために、利用の自由を確保しながらも著作権者等へ対価還流を可能とするような方策を検討した。機器・媒体に課金する補償金制度や著作物の利用システム提供者への課金等による間接的な対価の還流方法は、技術や契約による直接的な対価の徴収に比べ、著作物利用への抑止効果が低いというメリットがあると考えられ、新しい著作権制度のあり方の一つの可能性として検討の余地がある。

研究成果の概要(英文)：This study explores possibilities to take balance between securing freedom in use of copyrighted works on the one hand and allocating profits to copyright holders on the other. In the midst of the information age, it is imperative to delineating the free zone where users can enjoy copyrighted works without the consent of the copyright holders from the perspective of private users' liberties, freedom of expression and public interests including research and education. In doing so, however, incentive to creation should not be excessively diminished. Arguably it would be better to install indirect profit-returning mechanism without directly prohibiting use of copyrighted works, such as levy systems on private sound and visual recordings or service providers.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権法 知的財産法 フェア・ユース 著作権の制限 私的録音録画補償金制度 著作権の間接侵害

## 1. 研究開始当初の背景

著作権法は、その制度の誕生当初においては、印刷・出版業者やレコード出版者など、業として著作物を利用する者を規律する、業法的なものに過ぎなかった。しかし、複製技術の発展に伴い、私人のレベルで容易に著作物の複製行為が可能となったことで、複製禁止権等の著作権の保護の実効性が問題となるとともに、著作権の規律が私的領域に踏み込むことが問題となった。さらに、デジタル技術やインターネットの普及により、著作権制度をめぐる問題は混迷の度合いを増している。

このような著作権制度の歴史的変遷は、「著作権法の第三の波論」として論じられている。第三の波論においては、著作権制度の成立を促した印刷技術の普及(16世紀～)を第一の波とし、第二の波である複製技術の普及(20世紀半ば～)が、著作権を私人の活動を規制する権利に変容させたこと、インターネットの普及(20世紀末)という第三の波により、複製禁止権と並ぶ公の利用行為規制までもが、私人の活動と抵触するようになったことが指摘されていた。

## 2. 研究の目的

以上のような現状においては、私人の著作物利用の自由を確保しつつ、一方で創作のインセンティブを確保するために著作権者への対価還流を可能とするような、新たな著作権法の制度設計が求められているといえる。そこで本研究は、著作物の自由利用が認められるべき領域とその理論的根拠を明らかにしつつ、著作権者の創作を促進するための適切な対価還流のあり方を検討し、新たな著作権制度のあるべき方向性を明らかにし、著作権法の解釈・立法への示唆を提示することを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 著作物の利用が自由に行われるべき領域とその理論的根拠の精査及び整理：私人の行動の自由、表現の自由、教育・研究の価値といった観点から、著作物の利用を自由とすべき領域を明らかにする。

(2) 創作のインセンティブを確保するために、利用の自由を確保しながらも著作権者への対価還流を可能とするような具体的な方策の検討：(1)で明らかとなった自由領域を確保するため、著作物の利用を禁止するのではなく、利用の自由を確保したうえで、著作権者への対価を還流させる適切かつ具体的な方策を検討する。

(3) (1)、(2)で明らかとなった内容をもとに、デジタル化・インターネット時代における、利用の自由と権利の保護を両立させた新たな著作権制度のあり方の方向性(立法・解釈)への示唆を提示する。

## 4. 研究成果

(1) 著作物の利用が自由に行われるべき領域とその理論的根拠について、米国著作権法における著作権制限の一般条項であるフェア・ユースをめぐる議論を題材に整理を行った。米国著作権法のフェア・ユースにおいては、変容的利用の理論が台頭しており、もとの著作物が創作された目的とは異なる目的で著作物が利用される場合(意味・メッセージの変容)に、著作物利用を許容する必要性が高いことが示唆される。もっとも、フェア・ユースにおけるもう一つの重要な理論である市場の失敗理論の意義も依然として残っており、著作物の非変容的利用・消費的利用を許容すべき場合もある。本研究では、私的領域での著作物利用が、重要な非金銭的価値に関わることを指摘する議論にも着目した。その結果、以下のような要請に配慮して著作権法を設計する必要があると考えられる。

私的・家庭(コミュニティ)内の領域における行為であることからの要請：プライバシー、私的領域内での身体・行動の自由、コミュニティの醸成を確保するため、私的・家庭(コミュニティ)の領域内での著作物利用について、著作権法はその介入に謙抑的であるべきである。

憲法的価値・文化の発展のために情報・著作物への自由なアクセスを確保する要請：憲法的価値(民主主義、知る権利、表現の自由)を守り、あるいは著作権法の目的である文化の発展に資するためには、少なくとも私的な領域の範囲において、情報や文化への自由なアクセスや利用が保障されるべきである。なお、アクセスの方法についても、例えば図書館における書籍の閲覧といった伝統的な行為に限定されるべきではなく、その時代の技術的環境に応じた情報へのアクセスや利用が認められるべきであろう。

外部性のある著作物利用への配慮：社会に広く利益を与える外部性は、私的な著作物利用に限らず、研究・教育目的でなされる著作物利用等に広く存在すると考えられるが、私的領域内で外部性のある著作物利用が行われる場合には、の要請とあいまって、自由に行われるべき必要性が高まる。

(2) 以上のような非金銭的価値の重要性に鑑みると、私的領域での著作物利用は可能な限り自由に行うことが望ましいと考えられる。しかし、インターネットやデジタル技術・複製技術等が発展・普及した現在において、私的な領域での著作物利用を完全に自由としてしまうと、権利者へ与える影響が多大なものとなり、創作のインセンティブに支障を来すおそれがある。私的な著作物利用の自由の確保と権利者の利益への配慮のバランスをいかに図るかが課題となる。

利用の自由を確保しながらも、創作のインセンティブを確保するために著作権者への対価還流を図る具体的な方策として、本研究では、間接的な対価還流に着目した。

すなわち、私的複製に関する近時の立法や、私的領域での著作物利用を容易にするためのサービスが問題となった最近の事例、また、私的録音録画補償金をめぐる動向をみると、私的な領域において著作物を自由に利用できる範囲を縮減し、契約等により個別に直接的に対価を徴収したり、技術的に私的な著作物利用をコントロールする方向性が指向されているように見える。しかし、著作物利用に対して直接対価の徴収が行われる場合には、その課金額がどんなに低廉であったとしても、特に経済的弱者にとっては資産効果によって著作物の利用が抑制されるおそれがある。また、技術や契約によって利用がコントロールされることになれば、引用等の著作権法上許されている利用行為まで行うことができないというオーバーライド問題が生じる可能性がある。外部性を伴う著作物利用が社会にとって望ましい状態よりも少なくしか行われなことも問題となろう。このような問題を考えると、私的な著作物の利用について、技術や契約、あるいは集中処理システムによる課金・利用のコントロールを行っていくという方向性は、著作物利用を抑止したり制限したりすることにより、私的・零細的な著作物利用の意義を減殺してしまうおそれがある点で問題があると考えられる。

そこで注目されるのが、直接的に個別の利用に対し課金やコントロールをするのではなく、著作物利用の前段階において間接的に著作物利用の対価を権利者に還流させるという方策である。具体的には、私的録音録画補償金制度でとられているような著作物利用を行うための機器・媒体への課金や、著作物を利用するシステムやサービスの提供に際して料金を徴収するという方法である。課金の段階が、個別の著作物利用行為の段階ではなく、利用の前段階であることにより、著作物利用の抑止効果を低いものにとどめる可能性があると考えられる。

具体的な間接的な対価還流手段としては、私的複製としての文献の複写や企業内における文献の複写から権利者に対価を還流させるために、現在私的録音録画補償金制度の対象となっているデジタル録音・録画のための機器・媒体だけでなく、文献複写機についても、補償金制度の対象とすることが考えられる。さらに、補償金制度を、権利者の経済的損害を補償する制度としてではなく、社会に存在する著作物によって受ける利益の再配分のためのシステムとして位置づけるのであれば、汎用機器等についても補償金の対象とすることが可能である。また、これまで主に間接侵害の問題として論じられてきた、私的利用を容易にするサービスについても、利用を差し止めるのではなく、損害賠償あるいは利益配分として対価を徴収することで、権利者に対価を還流させるという可能性が考えられる。

(3) 以上のように本研究では、デジタル化・

インターネットの発展により、著作物利用の自由領域と権利者への利益の還流のバランスの再調整が求められている著作権法において、私的領域について利用の自由を拡張しつつ、創作のインセンティブを確保するため、機器・媒体に課金する補償金制度や著作物の利用システム提供者への課金等による間接的な手段により、権利者に利益を還流させるという枠組みの可能性について検討を行った。このような間接的な対価の還流方法は、技術や契約による直接的な対価の徴収に比べ、著作物利用への抑止効果が低いというメリットが考えられる。従来私権として設定されてきた著作権とは異なる税制的・公共的な性質を著作権制度に持ち込むことになるが、小規模の創作者や経済的見返りを欲しない創作者にとって創作基盤を安定させる機能をもたらすことも期待できる。これまで他の制度で実現されてきた文化政策的要素を、文化の発展を目的とする著作権制度において積極的に取り入れることによって、新しい著作権制度のあり方の一つの可能性を提案できると考える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (6) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、50号、2018、35-59、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2018/05/50\\_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2018/05/50_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (5) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、49号、2017、77-114、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2017/06/49\\_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2017/06/49_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (4) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、48号、2016、97-130、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/48\\_04-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2016/10/48_04-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (3) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、47号、2015、

119-148、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2015/12/47\\_09-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2015/12/47_09-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (2) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、46号、2015、95-132、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2015/06/46\\_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2015/06/46_03-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

村井 麻衣子、フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論 (1) 日本著作権法の制限規定に対する示唆、知的財産法政策学研究、査読有、45号、2014、105-132、

[http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2014/11/45\\_04-%E9%80%A3%E7%B6%9A\\_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf](http://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2014/11/45_04-%E9%80%A3%E7%B6%9A_%E6%9D%91%E4%BA%95.pdf)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

村井 麻衣子 (MURAI, Maiko)

筑波大学・図書館情報メディア系・准教授  
研究者番号：80375518